

岐阜県公報

第二千九百六十七号
平成三十年七月二十七日

(金曜日)

目次

規 則

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

(環境企画課) 四八七

告 示

有害興行の指定

(私学振興・青少年課) 四八八

公 示

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 四八九

公共測量の実施

(用地課) 四八九

公共測量の終了

(同) 四八九

土地改良区役員の退任及び就任

(下呂農林事務所) 四九〇

落札者等に関する公示

(会計課) 四九一

正 誤

岐阜県選挙執行規程の一部改正中訂正

(選挙管理委員会) 四九一

規 則

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十七号

岐阜県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県立自然公園条例施行規則(昭和四十年岐阜県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第十一号中「こう配緩和」を「勾配緩和」に改め、同項第十一号の三中「給じ台」を「給餌台」に改め、同項第十一号の四の次に次の一号を加える。

十一の四の二 境界標(不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。)を設置すること。

第十九条第一項第十一号の五の次に次の七号を加える。

十一の六 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二条第四号に規定する無線設備の改築又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はこれに附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)をすること。

十一の七 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)

十一の八 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

十一の九 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

十一の十 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等（以下この条において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

十一の十一 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れてゐるものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

十一の十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。

第十九条第一項第十三号中「木竹を択伐（塊状択伐を除く。）」を「木竹の択伐（塊状択伐を除く。）を」に改める。

第十九条第一項第十七号の二中「平成十六年法律第七十八号」を削り、同号を同項第十七号の二の二とし、同項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第十九条第一項第二十六号の二を同項第二十六号の二の三とし、同項第二十六号の次に次の二号を加える。

二十六の二 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等（これらを表示すること。

二十六の二の二 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等（これらを表示すること。

第十九条第一項第二十七号の二を同項第二十七号の二の二とし、同項第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 認定保護増殖事業等の実施のために前条に規定する植物を採取し、又は損傷すること。

第十九条第一項第二十七号の四の次に次の一号を加える。

二十七の四の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十九条第一項第二十七号の六の二の次に次の一号を加える。

二十七の六の三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は

当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
第二十一条中「の各号」を削り、同条第一号中「第十一号の五」を「第十一号の十二」に、「第二十六号」を「第二十六号の二の二」に改め、同条第十二号中「法（のり）」を「法」に改める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示 二示

岐阜県告示第三百八十八号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成三十年七月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名等
映画	総倫探偵 巨乳を盗え!	オーピー映画	オーピー映画
映画	性鬼人間第二号 イキナサイ	オーピー映画	オーピー映画
映画	変態おやじ ラブ・ミー・イッてんだあ〜	オーピー映画	オーピー映画
映画	白衣総頂 夜の天使たち	新東宝映画	新東宝映画
映画	歯まん	フルゴ・ピクチャーズ	フルゴ・ピクチャーズ

2 指定年月日
平成30年7月27日

3 指定理由
著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の
県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の
写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
益田北西部地区	下 呂 市 役 所	平成三〇・ 七・二七から 同 八・二四まで

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり
公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十
四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所
- 二 作業種類
公共測量（水準測量）
- 三 作業期間

平成三十年十月一日から

平成三十一年三月十五日まで

四 作業地域

羽島市、海津市、養老郡養老町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
可児市
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間
平成三十年七月十七日から
平成三十年八月十日まで
- 四 作業地域
可児市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

就任した役員	就任年月日	役名	氏名	住 所
土良地区	平成30年7月1日	理事	中島登志男	下呂市萩原町宮田 六〇九番地
萩原小坂連合土地改良区	平成30年7月1日	理事	大前勝則	下呂市小坂町坂下 一五四番地
		同	桂川淳平	下呂市小坂町坂下 三六七番地
		同	長瀬裕文	小坂町長瀬 二四九番地
		同	森哲士	同 一五九番地
		同	日下部俊雄	下呂市小坂町小坂町 二〇七番地
		同	川井和也	小坂町坂下 四三九番地
		同	門春廣	同 一四三番地
		同	今井とめ子	同 五二二番地
		同	二村明治	同 一五二番地
		同	中島良孝	同 六二三番地
		同	下平忠雄	下呂市小坂町長瀬 一七三九番地
		同	川井廣義	小坂町小坂町 一二六番地
		同	川井廣義	同 一二六番地
		同	下平忠雄	下呂市小坂町長瀬 一七三九番地
		同	中島良孝	同 六一三番地
		同	二村明治	同 一二五二番地
		同	今井正美	同 八五三番地
		同	熊崎雅夫	同 五〇四番地
		同	日下部俊雄	下呂市小坂町小坂町 二〇七番地
		同	大林修	同 二八〇番地
		同	石丸茂夫	同 一四〇八番地

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年七月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

1 特定役務の名称及び数量 業務システムに係るプログラムの開発、導入及び保守業務一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成30年5月11日

4 落札者を決定した日 平成30年6月22日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市田圃江1丁目58番地

株式会社電算システム

代表取締役 田中 肇

6 落札金額 70,200,000円

7 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地

(1) 担当の名称 岐阜県農業本営総務強合社農果関係

(2) 所在地 岐阜市数田町二丁目1番1号

正 誤

(原稿誤り)

平成三十年四月二十七日第二千九百四十二号 岐阜県選挙執行規程の一部改正（岐阜県選挙管理委員会告示第二十四号）一七〇頁上段後から五行目中「の規定により」を「又は」は「第百六十八条第一項の規定により」を「第百六十八条第一項又は」の、同頁下段前から七行目及び八行目中「別記第三号様式の七」は「別記第三号様式の七その二」の、「同様式」は「同様式その二」の、同段前から十一行目及び十二行目中「別記第三号様式の七」は「別記第三号様式の七その二」の誤り。

平成三十年七月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社